

# 外国で取得した運転免許証を 日本の免許証に切り替え申請する方へ

## 切り替えできる条件

- ① 取得している外国の免許証が有効期間内であること。
- ② 外国の運転免許証を取得した日から、通算して3ヶ月以上その国に滞在したことが証明できること。
- ③ 日本国の法令で定める道路の交通の方法、その他自動車などの運転に必要な知識、技能を有していること。

## 予備審査

切り替え申請をされる方は、申請前に下記書類のコピー等（白黒可）を郵送または持参により提出してください。

予備審査終了後、書類審査の日程についてご連絡いたします。

郵送先：〒994-0068 山形県天童市大字高揃1300 山形県総合交通安全センター試験係」宛

予備審査のため提出していただくコピー等の書類

- ① 外国の運転免許証（表裏両面）
- ② 外国の免許取得後、通算して3ヶ月以上その国に滞在していることを証明できる書類  
例：パスポート（交付日や出入国のスタンプ）、出入国証明、大学の在学証明等
- ③ 住民票抄本（本籍地（外国人は国籍等）記載のもの。住所は山形県内であること。）
- ④ 外国人は在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）
- ⑤ 外国免許を日本語に翻訳したもの（下記のいずれかの機関で作成した翻訳文）
  - ・大使館、領事館
  - ・日本自動車連盟（J A F） 連絡先：J A F 宮城支部 Tel 022(783)2826
  - ・ジップラス株式会社
  - ・台湾日本関係協会（台湾免許）
- ⑥ その他証明書
  - ・中国免許から切り替えの方は、中華人民共和国発行の「居民身份证」
  - ・フィリピン免許から切り替えの方は、「オフィシャルレシート」
  - ・パキスタン免許からの切り替えの方は、大使館発行の「免許証明書」
  - ・免許取得年月日が不明の場合は証明書等（例：運転経歴証明書）
- ⑦ 連絡先等を記載したメモ（予備審査終了後、日中連絡ができる電話番号等を記載）

## 書類審査

※予備審査終了後に指定した日程で実施します。

書類審査のため必要となる書類

- ① 予備審査で送付していただいた書類の原本
- ② 予備審査終了後、別に指定した書類
- ③ 顔写真1枚 縦3cm×横2.4cm
- ④ 試験手数料 普通免許の場合：2,550円、二輪免許の場合：2,600円
- ⑤ 交付手数料 2,050円

日本語の理解、会話ができない場合は、通訳者等の同伴が必要です。

## 知識確認

※免除される国及び地域は裏面記載

- ① 自動車の運転に必要な知識に関する出題は17か国語で実施
- ② 5分間で10問（7問以上正解が合格となります）

## 技能確認

※免除される国及び地域は裏面記載

- ① 知識確認に合格した方
- ② 県総合交通安全センター技能試験コースで実施

## 交付手続き

免許証は審査合格日に交付されません。

後日、来庁していただき写真撮影等を実施後、免許証が交付されます。

## お問い合わせ・予約先

- ① 電話番号：023(655)2150（平日午前9時～午後5時の間）
- ② 自動音声ガイダンスにより、ダイヤル「1」を選択してください。
- ③ 再受験（知識確認・技能確認）は事前予約できます。

# 知識確認・技能確認の免除される国及び地域

～下記の特例国（地域）に指定された運転免許証をお持ちの方は、知識確認又は技能確認が免除されます。～

◇知識確認と技能確認の両方が免除される国（地域）

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国（オハイオ州、オレゴン州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る。）、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルク、台湾	の29か国等
---	--------

◇技能確認のみ免除される国（地域）～知識確認のみ実施～

アメリカ合衆国（インディアナ州）	の1地域
------------------	------

## 国際運転免許証での運転にご注意ください

～道路交通法の改正により運転できる期間が限定されています～

県内に住んでいる方の中には、外国で取得した国際運転免許証で、自動車を運転されている方もおられることと思われまます。

道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づいて発給された国際免許証により日本で運転できる期間は、日本に上陸した日から起算して1年以内でかつ、国際運転免許証の有効期間内（発給の日から起算して1年間）とされています。

日本に住所を有する方（住民基本台帳に記録されている方）が出国した日から3ヶ月に満たない期間で日本に再入国した場合は、起算日とされる日本に上陸した日とは認められません。

従って、国際運転免許証の有効期間（発給の日から起算して1年間）が終了し、新たに国際運転免許証を取得し運転する場合、3ヶ月以上の連続した出国期間で取得した国際運転免許証でなければ、日本国内で運転できないことが道路交通法で定められています。

そのほかスイス・ドイツ・フランス・ベルギー・モナコ・台湾の外国運転免許証をお持ちの方は、日本語の翻訳文を添えて運転することが可能です。

ただし運転可能な期間は上記と同様、日本に上陸した日から起算して1年以内であることが確認できなければ、日本国内での運転はできません。